

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 2 7 号

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 2 8 年四日市市
条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第 1 2 条の 2 任命権者は、四日市市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年四日市市条例第 8 号。以下「育児休業条例」という。）第 2 4 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）育児休業条例第 2 4 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育</u>	

児に関する申出職員の家庭の状況に
起因して当該子の出生の日以後に発
生し、又は発生することが予想され
る職業生活と家庭生活との両立の支
障となる事情の改善に資する事項に
係る申出職員の意向を確認するた
めの措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養
育する職員（以下この項において「対
象職員」という。）に対して、規則で定
める期間内に、次に掲げる措置を講じ
なければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に
資する制度又は措置（次号において
「育児期両立支援制度等」という。）
その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に
係る対象職員の意向を確認するた
めの措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心
身の状況又は育児に関する対象職員
の家庭の状況に起因して発生し、又
は発生することが予想される職業生
活と家庭生活の両立の支障となる事
情の改善に資する事項に係る対象職
員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項
第3号の規定により意向を確認した事
項の取扱いに当たっては、当該意向に
配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に

（配偶者等が介護を必要とする状況に

至った職員に対する意向確認等) <u>第 1 2 条の 3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 1 2 条の 4</u> (略) (介護時間) <u>第 1 2 条の 5</u> (略)	至った職員に対する意向確認等) <u>第 1 2 条の 2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第 1 2 条の 3</u> (略) (介護時間) <u>第 1 2 条の 4</u> (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第 1 2 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(総務部人事課)